社会福祉法人青丘

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人青丘（以下「当法人」という。）定款第８条及び第 21 条並びに評議員選任・解任委員会の運営に関する規程第 14 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償について定めるものとする。

（役員等報酬）

第２条　役員等の報酬は、定款第 21 条及び評議員選任・解任委員会の運営に関する規程第 14 条の定めどおり無報酬とする。

（費用弁償）

第３条　役員等が、理事会等に出席した場合は、費用弁償として次の額を支給することができる。ただし、理事たる施設長及び保育園事務局長等については本条規定を適用しないことができる。

日額　10,000 円

（支給方法）

第４条　費用弁償については、会議等の都度、現金をもって支払いする。

（改廃）

第５条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附　則

この規程は、令和５年７月１日から施行する。